

FMCだより

6月といえば梅雨ですね。雨が多くなると一気に蒸し暑さが増して、過ごしにくくなりますので、お体にはくれぐれもお気を付けください。 掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号 TEL:0282-27-8833/FAX:0282-27-8830



経営改善を目的とした 設備投資減税が創設



3月29日に成立した平成25年度税制改正では、経営改善設備を取得 した場合の投資減税が創設されています。以下、確認してみましょう。

接近戦









経営改善設備を取得した場合の投資減税とは

商業、サービス業等を営む青色申告事業者等が経営を改善するために陳列棚の設置、看板のかけかえなどを行った場合の設備投資について、取得価額の30%の特別償却か取得価額の7%の税額控除(※)のいずれかを選択適用することができる制度が創設されました。

(※)資本金が3,000万円を超える法人は、税額控除を適用することはできません。税額控除の 上限は税額の20%、上限を超過する部分は1年間繰越しできます。

条件を確認しましょう

この投資減税を適用するためには、次の条件をすべて満たす必要があります。上手に活用して、減税特典を受けましょう。

「対象者」青色申告書を提出する、次の中小企業者等であること

個人:常時使用する従業員の数が1,000人以下であること

法人:次の法人であること

- ・資本金がある…資本金の額が1億円以下で、かつ、資本金1億円を超える法人の子会社等でないこと
- ・資本金がない…常時使用する従業員の数が1,000人以下であることその他:農業協同組合、中小企業等協同組合、漁業協同組合等

[対象期間] 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に [対象 設備] を取得し、かつ、 [指定業種] の用に供すること

[対象設備] 次のすべての要件に該当していること

- ・新品であること(中古品は対象になりません)
- ・金額は一資産あたり建物付属設備で60万円以上、器具及び備品で30万円以上のものであること
- ・中小企業支援機関(※)から経営改善の助言、指導を 受けて取得していること
 - (※) 商工会、商工会議所、経営革新等支援機関、等

[指定業種] 次のいずれかの事業の用に供すること

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、 倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産 賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、 宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービ ス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、 映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車 整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス 業))、農業、林業、漁業

(風俗営業法の対象事業に該当するものは、一定の場合を除き対象外)

[申告時] 中小企業支援機関から経営改善の助言、指導を受けたこと を明らかにする書類を申告書に添付すること

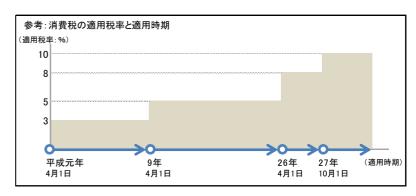


消費税率の引上げと経過措置

消費税法が改正され、消費税(消費税および地方消費税)の税率が2段階にわけて引上げられることとなりました。第一弾は現行の5%から8%へ、第二弾は8%から10%への引上げです。これらの引上げは経済財政状況等を総合的に勘案して、最終的に実行されるかどうか判断されることとなっています。

引上げの実施時期

消費税率の引上げ時期は"経過措置"が適用されるものを除き、第一弾は平成26年4月1日から、第二弾は平成27年10月1日から適用が開始されます。この"経過措置"とは、新しい消費税率が適用されるべき時期であるにもかかわらず、一定の場合については、従前の消費税率を適用する特例です。これは、平成9年の消費税率引上げ時期にも講じられている措置です。



経過措置の適用例

経過措置として平成26年4月1日以後でも5%が適用されるケースを、いくつかご紹介しましょう。

経過措置の一例 (概要)	ケース(いずれも経過措置の要件に該当)
①請負工事の契約を平成25年9月30日 までに契約し、平成26年4月1日以 後に引渡しが行われた場合の請負代 金	平成25年8月10日に社屋建築請負工事の契約を締結。平成26年10月1日引渡し。 指定日 適用開始日 H25.10.1 H26.4.1 ・
②資産の賃貸借契約を平成25年9月30 日までに締結し、平成26年4月1日前 から同日以後引き続き契約が継続さ れている等、一定の要件に該当する 場合における、平成26年4月1日以後 の賃貸借料	平成25年8月20日に車両のリース契約を締結。リース期間は、平成25年11月1日から5年間。 指定日 適用開始日 H25.10.1 H26.4.1 ・ *** 8/20契約 11/1リース開始
③平成26年4月1日以後に乗車や入場等 を行う目的で平成26年4月1日前に購 入したチケット料金等の対価	平成26年1月15日に往復航空券を手配し、料金を同日支払。 航空券使用日(搭乗日)は平成26年7月10日・13日。 適用開始日 H26.4.1 1/15料金支払 7/10、7/13搭乗

(上記以外にも経過措置が設けられています)

なお、上記①・②において指定日以後に対価の変更があった場合には、対価の変更後、上記経過措置の適用はできません(①の場合には増額部分のみ、経過措置の適用ができません)。また、上記①・②における経過措置の適用については譲渡等を行った事業者側から相手方に対して、請求書等の書面によりこの経過措置の適用を受けたものであることを通知する義務があります(改正法附則5⑧)。ご注意ください。



労務情報

労働保険年度更新の仕組み

労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険)の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日(今年は曜日の都合で6月3日から7月10日)までに申告・納付する必要があります。以下では、今年度における年度更新の仕組みを確認しておきましょう。

1.労働保険の年度更新とは

健康保険料や厚生年金保険料は毎月保険料を納付していますが、労働保険料については、年に1回、当年度の概算保険料額を計算し、事前に納付した上で、年度終了後に実際に支払った賃金額に基づき、確定保険料額を計算します。その上で、概算保険料額と確定保険料額の差額を計算し、納付する(もしくは還付を受ける)ことになっています。つまり、平成25年の年度更新においては、以下の3つを計算した上で、申告・納付する必要があります。

- ①平成24年度の確定保険料額
- ②平成25年度の概算保険料額
- ③平成24年度の確定保険料額と平成25年度の概算保険料額の差額

このように、事業主は確定保険料と概算保険料の申告・納付をまとめて切替更新する必要があることから、これを「年度更新」と呼んでいます。

2.労働保険の保険料の計算方法

[確定保険料]

確定保険料は、すべての労働者(雇用保険については被保険者のみ)に支払われた前年度の賃金 総額に、保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて計算します。なお、労災保険については全 額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

「概算保険料]

概算保険料は、当年度の賃金総額の見込み額に基づき計算することになっていますが、見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%以下である場合、前年度の賃金総額を用いて計算することになっています。

3.労働保険料の納付

概算保険料の額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合、または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、その労働保険料を3回に分割して納付することができます。具体的な納付期限は以下のとおりです。

	納付期限※		
期間	口座振替	口座振替	
	なし	納付日	
第1期分(4月1日から7月31日まで)	7月10日	9月6日	
第2期分(8月1日から11月30日まで)	10月31日	11月14日	
第3期分(12月1日から3月31日まで)	1月31日	2月14日	

※労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合、納付期限が異なる場合があります。また 口座振替には別途申込みが必要です。納付期限が休日の場合は、翌営業日が納付期限になります。

労働保険の年度更新は、労働者に支払った1年間の賃金額を取りまとめなければならないため、 手間がかかる作業です。申告や納付の漏れがないように、早めに保険料の計算を行うことを心が けましょう。

経営情報



業種別事業所数・従業者数の推移

今年1月に総務省と経済産業省から発表された経済センサス活動調査速報の結果(※)によると、平成24年の日本の企業数は、21年に比べて8.6%減少し、約410万企業となりました。ここでは、業種別の事業所数と従業者数の推移をみていきます。

唯一増加している業種は…

上記調査から、業種別に事業所数と従業者数の推移をまとめると、以下のようになります。事業所数、従業者数は、ほとんどの業種で21年に比べて減少しています。

	ネ性がチネ /	1 3K 03 55 O. M.	未有数の推修			
	事業所数			従業者数(人)		
	21年	24年	増減率(%)	21年	24年	増減率(%)
合計	5, 886, 193	5, 465, 578	-7. 1	58, 442, 129	56, 324, 082	-3. 6
農林漁業(個人経営を除く)	32, 307	29, 374	-9. 1	377, 595	350, 347	-7. 2
鉱業,採石業,砂利採取業	2, 915	2, 441	-16. 3	30, 684	23, 518	-23. 4
建設業	583, 616	526, 793	-9. 7	4, 320, 444	3, 926, 854	-9. 1
製造業	536, 658	501, 580	-6. 5	9, 826, 839	9, 421, 840	-4. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	4, 199	4, 163	-0. 9	210, 533	203, 980	-3. 1
情報通信業	77, 900	68, 282	-12. 3	1, 724, 414	1, 677, 253	-2.7
運輸業, 郵便業	147, 611	135, 180	-8. 4	3, 571, 963	3, 311, 071	-7. 3
卸売業, 小売業	1, 555, 333	1, 420, 680	-8. 7	12, 695, 832	11, 983, 742	-5. 6
金融業, 保険業	91, 888	88, 495	-3. 7	1, 587, 909	1, 561, 953	-1.6
不動産業,物品賃貸業	407, 793	380, 512	-6. 7	1, 546, 688	1, 475, 150	-4. 6
学術研究、専門・技術サービス業	239, 969	213, 158	-11. 2	1, 781, 721	1, 587, 833	-10.9
宿泊業、飲食サービス業	778, 048	711, 428	-8. 6	5, 700, 699	5, 419, 088	-4. 9
生活関連サービス業、娯楽業	509, 966	476, 823	-6. 5	2, 713, 386	2, 509, 998	-7.5
教育, 学習支援業	168, 172	160, 406	-4. 6	1, 725, 610	1, 723, 614	-0.1
医療、福祉	344, 071	352, 237	2. 4	5, 629, 966	6, 254, 178	11.1
複合サービス事業	38, 586	32, 469	-15. 9	406, 920	349, 380	-14. 1
サービス業 (他に分類されないもの)	367, 161	361, 557	-1.5	4, 590, 926	4, 544, 283	-1.0
必要少,你文文要少「不是01左你文」、U→甘琳智文、「不是04左你文」、U→江科智文字中,「U/C+						

業種別事業所数および従業者数の推移

総務省、経済産業省「平成21年経済センサス基礎調査」「平成24年経済センサス活動調査速報」より作成

事業所数については、全体で7.1%の減少となりました。そして、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「情報通信業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業」で10%以上の減少となりました。

従業者数については、全体で3.6%の減少になりました。そして「鉱業,採石業,砂利採取業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業」で10%以上の減少になりました。

こうした中で唯一、「医療、福祉」は事業所数、従業者数ともに増加しています。事業所数は21年に比べて2.4%増の約35万事業所に、そして従業者数については、21年に比べて11.1%増の約625万人となりました。高齢化の進む日本では、医療や福祉、介護の分野は今後もニーズが高まることが確実です。しかも人手によるサービスも多いことから、雇用のニーズも高いといえます。

さらに細かな業種ごとのデータは、今後の発表を待たなくてはなりませんが、「医療、福祉」の中でも具体的にどの業種で増加したのか、わかり次第報告していく予定です。

(※) 平成24年経済センサス活動調査

全国の事業所を対象として平成24年2月に行われた調査です。企業の定義は「経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合 資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としてい る。」となっています。また、ここでの「事業所数」、「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計しています。 http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/sokuho/gaiyo.htm



IT情報

成功報酬型の求人サイト

人を採用する場合にどのような求人活動を行っていますか。ハローワークへの求人登録や自社IP上での採用情報掲載などが考えられますが、求人が来ない場合もあります。インターネット上での求人サイトには掲載料を支払う場合の他"成功報酬型"の場合があります。今回はこの"成功報酬型"の求人についてお届けします。

成功報酬型求人サイトのメリット・デメリット

成功報酬型の求人サイトでは、正社員、アルバイト・パートやデイリー(日雇い)など様々な雇用形態に対応しており、中には女性に特化したものや、主婦に特化したものなどもあります。

成果報酬型では、成果がなければ費用はかからないというメリットがあります。その一方で「採用は決まったがすぐ辞められてしまう」という可能性も十分に考えられます。

そのためある求人サイトでは、採用が決まって(採用したスタッフが)すぐに辞めた場合には、 支払い額を半額にするなど、採用後の保障を行っているところもあるようです。

それでは、採用を行う企業によって、そのサービスや費用(報酬額)はどう変わるのでしょうか。

成功報酬型求人サイトのサービス事例

ここでは、ホームページ上に報酬額を明示していた3社をご紹介します。

①ジョブセンスリンク (http://job.j-sen.jp/guide/keisai.htm)

登録者数は20万人と、成功報酬型の求人サイトの中では多い印象です。成功報酬は(採用した人材の)年収の10%から、となっていますが、早期退職した場合の保障(初出社日から30日間で退職した場合の報酬額を半額に設定)をしています。

2m3.com CAREER (https://career.m3.com/admin/)

病院・クリニックに特化し求人サイトです。m3は医療ニュースや医療コラム、薬剤・文献情報などの医療関連情報を、20万人以上の医師へ配信するポータルサイトです。

このm3が病院・クリニック向けに行っている転職支援サイトが「m3.com CAREER」です。成功報酬は常勤医師150万円、非常勤医師30万円(いずれも税別)となっていますが、成功報酬型でない通常の求人も行っています。

③Trend×Career (http://trecan.co.jp/company/index.html)

女性の転職者に特化した求人サイトです。SNS (Facebook、Twitter、mixiなど)からの登録者が多く、18~30歳の女性の転職希望者が多いようです。成功報酬額は正社員50万円(税別)と設定されています。

「多額のコストを掛けて、数多く面接したが、結局一人も採用できかった」という方には、一度 上述のような成功報酬型の求人サイトを利用してみる価値はあるかもしれません。今後の求人活動 の参考になれば幸いです。

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手 続きしておきましょう。

0	1.	個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)	2013年6月 お仕事備忘録
	$\frac{\overline{2}}{2}$.	個人住民税の納期の特例 賞与支払届の提出	<u> </u>
	$\frac{3}{4}$.	労働保険の年度更新	
	$\frac{5}{6}$.	障害者、高年齢者雇用状況の確認 協会けんぽの被扶養者資格の再確認	
	7.	お中元の手配、暑中見舞いの発送準備	
\bigcirc !	8.	梅雨どきの対策	

1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があ るため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注 意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日 は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足 しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合にも社会保険料を徴収し納付する義務があり、支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険 組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むように段取りを確認しておきま しょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者および高年齢者の雇用状況報告書(6月1日現在)の提出期限は7月16日までとなっていますが、管轄のハローワ 一クによっては6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

6. 協会けんぽの被扶養者資格の再確認

5月下旬より協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されています。7月31日までに提出することになっています ので、早めに確認作業をしておきましょう。

7. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストを各部門から提出してもらい、重複個所がないかなどのチェックの後、デパートなどで贈答品を選 び、発注しておきましょう。

贈答の品は持参するのが正式ですが、デパートから配送する場合も増えています。この場合は別便で手紙を送りましょ う。日本郵便のWebサイト上で暑中見舞い用の郵便葉書(かもめ~る)による手紙を作成することも可能ですが、いずれ にしろ挨拶文の印刷は早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。

8. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として以下の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理
- ◆郵便物や輸送物の水濡れ対策

社内備品の不良個所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂を持つ企業 や工場では衛生管理に気をつけたいところです。



2013.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞い葉書の準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



	日	曜日	六曜	項目
0	1	±	友引	
	2	日	先負	
O;	3	月	仏滅	●労働保険の年度更新(~7月10日)
	4	火	大安	
	5	水	赤口	芒種
0	6	木	先勝	
	7	金	友引	
	8	±	先負	
0	9	日	大安	
	10	月	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(5月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
O¦	11	火	先勝	
0	12	水	友引	
	13	木	先負	
0	14	金	仏滅	
0	15	±	大安	
O¦	16		赤口	
	17		先勝	
	18		友引	
	19		先負	
\bigcirc	20		仏滅	
\bigcirc	21		大安	夏至
	22	±	赤口	
Oi I	23	日	先勝	
	24 25	月火	友引 先負	
\bigcirc	26		仏滅	
\bigcirc	27	木	大安	
\bigcirc	28	金	赤口	
0	29	±	先勝	
0	30			●健康保険・厚生年金保険料の支払(5月分)※7月1日期限
4				